対し、本州と四国を連絡する鉄道施設の改修に充てるための資金の交付を行うことができることとした。（第一三条第三項関係）

(二) (一)の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うこととした。（第二七条第一項関係）

(三) 機構は、本州と北海道を連絡する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができることとした。（第二七条第四項関係）

2　機構による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）並びに日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」と総称する。）等への助成金の交付等（附則第五条関係）

(一) 機構は、令和一三年三月三一日までの間、会社の経営基盤の強化を図るため、次の業務を行うことができることとした。

(1) 会社及び鉄道施設等を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

(2) 会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等の整備（これに関する調査を含む。）及び管理に必要な資金を出資すること。

(3) 会社に対し、第一三条第二項の規定による貸付金又はこの法律による改正前の附則第五条第一項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部を出資すること。

(二) (一)の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うこととした。

3　機構による利子補給金の支給の業務（附則第六条関係）

(一) 機構は、国土交通大臣が指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け（令和三年四月一日から令和一三年三月三一日までの間に締結した契約に基づくものに限る。）について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができることとした。

(二) (一)の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うこととした。

4　機構による会社の土地の取得等の業務（附則第七条関係）

(一) 機構は、次の業務を行うことができることとした。

(1) 令和一三年三月三一日までの間、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道から承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。

(2) 当分の間、(1)により取得する土地の処分を行うこと。

(3) 当分の間、(2)の業務を効果的に推進するため(2)の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

(二) (一)の業務に関する経理は、特例業務勘定において行うこととした。

5　区分経理の特例の対象となる日本貨物鉄道株式会社に対する助成金の交付に必要な費用に係る期限の延長

特例業務勘定から建設勘定への繰入れの対象となる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下「機構法」という。）附則第一一条第一項第一号に掲げる業務に必要な費用に係る期限について、令和三年三月三一日から令和一三年三月三一日に延長することとした。（附則第八条第三項関係）

二　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正関係

1　旅客会社による関係地方公共団体が実施する事業への協力

旅客会社は、関係地方公共団体が当該旅客会社の営む鉄道事業に係る路線の利用の促進又は利用者の利便の向上に関する事業であって当該旅客会社の経営基盤の強化に資するものを実施するときは、これに協力しなければならないこととした。（第一三条関係）

2　旅客会社による経営安定基金の貸付け

旅客会社は、機構から三の1の(一)の(1)の長期借入金の借入れの申込みを受けたときは、経営安定基金に係る資産のうち国土交通省令で定めるものから貸付けを行うこととした。（附則第一四条関係）

3　会社法の特例

会社は、一の2の(一)の(2)及び(3)の出資を受けるため株式を発行するときは、会社法第四四五条第二項の規定にかかわらず、当該出資された額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができることとした。（附則第一五条関係）

三　機構法の一部改正関係

1　旅客会社からの長期借入金の借入れ（附則第一一条第一項第六号及び第七号並びに第九項関係）

(一) 機構は、当分の間、次の業務を行うこととした。

(1) 附則第三条第一一項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客会社の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金を借り入れること。

(2) (1)の長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払を行うこと。

(二) (一)の(1)の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定めることとした。

四　施行期日

この法律は、一部を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一八号）（農林水産省）

1　国の補助の割合の特例等

(一)　国の補助の割合の特例

県計画に基づいて令和三年度から令和一三年度までの各年度において地方公共団体が行う次の事業に係る経費については、国は、それぞれ次の割合により、その一部を補助するものとした。（新第八条並びに新第九条第一項及び第二項関係）

(1) 港湾・漁港特定事業（指定地域内の港湾又は漁港における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積を排除するために行う事業をいう。）　二分の一

(2) 関係県が行う漁場特定事業（漁港漁場整備法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるものをいう。(3)において同じ。）のうち、その事業に係る経費の総額が政令で定める額以上のもの　関係県ごとに二分の一に引上率を乗じて算定した割合

(3) (2)の漁場特定事業以外の漁場特定事業　二分の一

(二)　地方債の特例

県計画に基づいて地方公共団体が行う(一)の(1)から(3)までの事業で総務省令で定めるものにつき令和三年度から令和一三年度までの各年度において当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができるものとした。（新第一一条第一項関係）

2　海岸漂着物の処理

国及び地方公共団体は、有明海及び八代海等の海域等において、海岸漂着物の処理に努めなければならないものとした。（第一四条関係）

3　有明海・八代海等総合調査評価委員会の所掌事務の遂行の状況の公表

有明海・八代海等総合調査評価委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとした。（新第二五条第三項関係）

4　施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（法律第一九号）（総務省）

1　総則

(一)　目的（第一条関係）

この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低